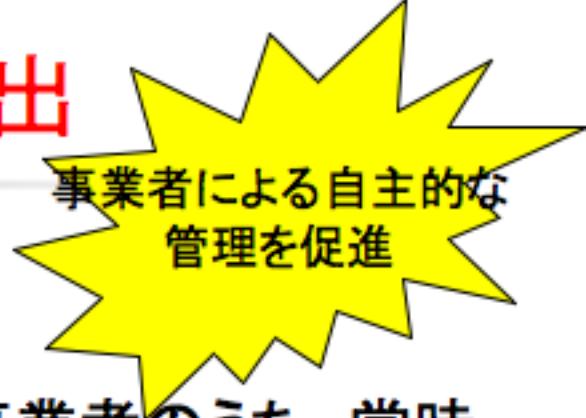


2. 制度の概要

大阪府化学物質管理制度(届出制度)

化学物質管理計画書の届出



事業者による自主的な
管理を促進

○届出対象

排出量・移動量・取扱量の届出対象事業者のうち、常時使用される従業員数50人以上の事業所を府内に持つ事業者

○届出内容

常時使用される従業員数50人以上の事業所ごとの、

- ・化学物質の管理体制
- ・緊急事態に対処するための計画